

周知の埋蔵文化財包蔵地範囲照会

[HP]

照会年月日		令和 年 月 日 ()		受付印
照会地 (地番)	霧島市			
※ 別途、位置図を必ず添付してください。				
目的	売買 評価 道路 農道 宅地造成 住宅 工場 その他建物 () ガス 電気 水道 土砂採取 農業関連 林務関連 () 観光関係 その他開発 () ※該当に○印をつけてください。			
照会者	会社名等			
	担当者			
	連絡先 (電話・FAX・メール)			

※以下は霧島市教育委員会が記入します。

照会結果	照会後の手続きについて ※照会結果によって手続きの内容が変わります。	
範囲外	届出等の提出は不要です。土木工事等を実施しても支障はありませんが、工事途中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条の規定により、現状を変更することなく速やかに、霧島市教育委員会へ届出をしてください。	
隣接地	包蔵地の範囲外ですが、包蔵地に隣接しているため埋蔵文化財が発見されることがありますので、慎重に工事を行ってください。届出等の提出は不要ですが、工事途中に埋蔵文化財を発見した場合は文化財保護法第96条の規定により、現状を変更することなく速やかに霧島市教育委員会へ届出をしてください。	
範囲内	遺跡名	
	土木工事等を実施する場合は、 文化財保護法第93条により工事着手日の60日前までに届出の提出 と事前に霧島市教育委員会との協議が必要になります。 ※届出と添付書類は、 2部ずつ 霧島市教育委員会に提出してください。 添付書類についてはHPでご確認ください。 届出についての詳細やダウンロードは、 こちらから▶	
お問合せ先	霧島市教育委員会社会教育課文化財グループ	
	TEL : 0995-45-5111(代表) 内線3832 FAX : 0995-64-0731 メールアドレス : bunka@city-kirishima.jp	
	埋蔵文化財担当	



範囲の照会は、窓口以外にもHP・メール等で受け付けています。
照会方法や詳細については、[こちらから▶](#)

